

いきいきサロン助成金要綱

1. 目的

地域住民の「出会いの場づくり」「つながりづくり」「健康づくり」を目指し、身近な場所で世代を超えたみんながふれあい・交流をすすめる活動を通して、地域の絆を深め、お互いが支え合いのできる温かい地域づくりにつながるサロン活動を支援するものである。

2. 助成対象

次の要件を備えたサロン活動を助成対象とする。

ア) 参加対象者および参加人数

地域にお住まいの高齢者をはじめ、地域でのつどいや交流の場に参加可能な方であればどなたでも参加できるものとし、特に制限は設けないが、集落の規模や会場のスペースに応じた人数で概ね5名以上の参加があることが望ましいものとする。

イ) 活動内容

集会所等を集う集合形式ばかりでなく、買い物ツアー、お弁当等の手渡しによる声掛け活動や参加予定者宅への訪問活動、お出かけサロン、100歳体操など様々な活動形態により、継続的な地域住民のつながりづくりや孤立の予防ができるよう、住民のふれあいと交流、健康づくり、安否確認を図る活動など、多様な内容の活動を自由な運営で行うようにするものとする。

3. 助成金額

設立準備金 20,000円

※新設サロンに対して初年度のみ助成を行う。

年間活動費 36,000円

※継続するサロンは前年度の実績報告の提出後に助成を行う。

※繰越金が助成金額（36,000円）を超えている場合はその年度の助成は原則行わないものとする。

4. 助成申請手続き

助成金の交付を受けようとするサロンは、助成金交付申請書（様式1）に必要事項を記入し、参加予定者名簿（様式2）、請求書（様式3）を添付して、南部町社会福祉協議会長（以下：社協会長とする）に申請するものとする。

5. 助成金の決定

社協会長は、助成金申請書を受理したときは、その内容を審査の上、助成金額を決定し法人の支払日に助成金を交付するものとする。但し、当該年度の前年度にかかる下記6の実績報告が提出されない間は交付しない。

6. 実績報告

助成金交付を受けたサロンは、翌年度の4月30日までにいきいきサロン報告書（様式4）、活動日誌（様式5）を社協会長に提出するものとする。

7. その他

この要綱に定めるものの他、この事業に必要な事項は社協会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。